

悪質商法にご注意ください!

消費生活センター ☎(63)3313

市の消費生活センターには、さまざまな悪質商法に関する相談が寄せられています。悪質業者の手口を知っていれば、被害を防げることもあります。今回は、主な悪質商法を紹介します。おかしいと感じたら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

ケース1 点検商法

無料または安価での「点検」をきっかけに家に上がりこみ、「このままでは危険」、「修理が必要」などと事実と異なる説明をして不安をあおって、商品やサービスを契約させます。

(例) 水道工事・床下換気扇・布団・浄水器

※ここがポイント

契約を急がせる業者は要注意です。ほかの事業者からも見積りを取りましょう。

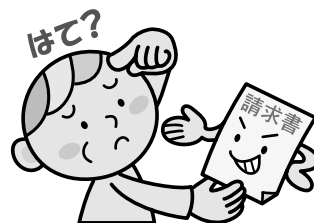
ケース2 利殖商法

「値上がり確実」、「必ずもうかる」など利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘します。

(例) 商品相場・株・証券・投資信託・分譲マンション

※ここがポイント

仕組みが理解できない金融商品などには手を出さないようにしましょう。



ケース3 架空請求

手紙やはがき、電子メールなどで架空の請求をします。

(例)「有料サイト利用料金」「出会い系サイト利用料」「総合情報サイト登録料」「電子通信料」

※ここがポイント

契約していなければ支払いは不要です。連絡してはいけません。

ケース4 送りつけ商法

注文がないのに事業者が消費者に商品を送付して代金を請求します。

(例) カニ・サケ・ホタテ・書籍・ビデオソフト

※ここがポイント

頼んだ覚えのない商品の受け取りを拒否することもできます。届いた商品は未使用のまま14日間保管しておけば自由に処分できます。

●借金で悩んでいませんか

今年6月に改正貸金業法が施行され、貸金業者から借入れができる額は、年収の3分の1までに制限されました。すでに多額の借金のある人は、今後、借入れが困難になります。

市では、ヤミ金対策も含めて、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会鹿沼支部、鹿沼警察署と連携して債務整理を支援しています。債務整理をすれば、払い過ぎていた利息が戻ってくることもあります。

1日も早く債務整理をしましょう。

●消費生活に関する相談・問い合わせは消費生活センターへ

市役所新館2階②番窓口 月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

・来所での相談は、事前に電話予約をおすすめします。

・借金の相談のときは、既に完済したものを含め、借金関係の書類や金融会社のカードなどがあればお持ちください。